

# 船舶事故調査報告書

令和2年8月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和元年10月27日 06時05分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨海岸南方沖 神戸須磨西防波堤灯台から真方位201°410m付近 (概位 北緯34°38.2′ 東経135°07.8′)
事故の概要	プレジャーボートKathyは、西進中、のり養殖施設に乗り入れ、養殖区画のロープを切断した。
事故調査の経過	令和2年1月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Kathy、5トン未満（長さ10.07m）
船舶番号、船舶所有者等	271-23296兵庫、三和トラスト株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖区画のロープに切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、須磨海岸南方沖を約15ノットの対地速力で西進中、船長が、船首方約30mに黄色の浮標を認め、機関停止としたものの、のり養殖施設（以下「本件施設」という。）に乗り入れて停止した。 船長は、のり養殖が行われる海域であることを知っていたが、のり養殖作業がまだ始まっていないと思い、事前に本件施設の設置状況を確認していなかった。
分析	本船は、船長が、本件施設の設置状況の確認をしていない中、本件施設付近を航行したことから、本件施設に乗り入れ、同施設が損傷したものと推定される。
原因	本事故は、本船が西進中、船長が、本件施設の設置状況の確認をしていない中、本件施設付近を航行したため、本件施設に乗り入れたことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・のり養殖が行われる海域であることを承知している場合、事前に養殖施設の設置時期、標識灯等の位置を把握しておくこと。 ・養殖施設付近を航行する場合は、適切な距離を保って航行すること。

